

Title	北齊の文林館と修文殿御覽
Sub Title	The establishment of Wen-lin-kuan 文林館 and the compilation of Hsiu-wen-tien yu-lan 修文殿御覽 in the Northern Ch'i 北齊 Dynasty
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.2/3 (1967. 11) ,p.61(223)- 88(250)
JaLC DOI	
Abstract	The Wen-lin-kuan was established on the ping-wu day 丙午 of the second moon in the fourth year of wu-ping 武平 (573), as indicated in the Pel Ch'i shu Hou-chu chi. 北齊書後主記 This may be illustrated as follows. In the autumn of 573 soon after the compilation of a great anthology named Sheng-shou-t'angyu-lan 聖壽堂御覽 was completed, Premier Tsu Ting 祖珽 summoned seventeen literary gentles to the Hsiu-wen-tien to assign them to revise and supplement the anthology. Prior to this revision work, Emperor Hou-chu, who had been reputed extremely imbecile and fond of screen paintings with pictures of the famous old sages and varied stanzas of contemporary light verse, sometimes invited Yen Chih-t'ui 顏之推 and others to the Court as Kuan-k'o 館客 and enjoyed their company in reciting poems. After Yen joined in the revision, in the second moon of 574 the two circles were combined to form the Wen-lin-kuan, with the participating literary gentles renamed tai-chao 待詔. The Hsiu-wen-tien yu-lan was completed a month after the Wen-lin-kuan was thus set up. Although the anthology is no longer extant, it was composed of 360 scrolls, according to the existing catalogues. It was to be used as one of the sources in the preparation of the T'ai-ping yu-lan 太平御覽 of the Sung Dynasty.
Notes	松本信廣先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19671100-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19671100-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 北齊の文林館と修文殿御覽

尾崎康

北齊王朝の歴史は、三代孝昭帝の一年の治政を境にして、前後の二期に分かたれる。

前期は、ほぼ初代文宣帝高洋の一代（五五〇—五五九）で、揚愔を中心とする漢人官僚が、その受禪への積極的な協力から政界に進出し、創業に尽くした時期である。しかし、文宣帝の死にともなつて子の廢帝殷を擁立したかれらは、叔父の演、湛を退けようとして失敗し、かえつて政權を奪われた。

孝昭帝演は意欲的な政治をめざしたが、一年にして急逝し、武成帝湛、その子の後主緯の廢類した後期（五六一—五七七）に移る。この両帝が卑賤の恩倖を親近し、政治を放擲して、北齊王朝は滅亡への道を急いだのである。漢人勢力は、文宣帝の晩年の暴虐と孝昭帝の楊愔ら誅戮のために後退したところへ、恩倖の専横と憎嫉をうけて、祖珽を除いては政局を静観しているという状態であつた。

文林館は、この滅亡にさきだつことわずかに四年、後主の武平四年（五七三）二月に設立され、修文殿御覽の編纂を主な事業とした。暗愚の天子とこれに乗じて放埒をきわめる恩倖たちのあいだで、尚書左僕射に進んだ祖珽が特異な行動を示したのであるが、文林館設立の運動もその一つである。漢人官僚は祖珽の独走をほとんど傍観するのみであつたが、この文化事業には競つて参加を求めた。祖珽には政治的な意図があつたから、この漢人の動向には恩倖が反撥し、混乱した

国情のなかでさらに両者の対立が激化したのは当然であるが、とみに消極的であつた漢人勢力をそこに結集させた要素が、まず注目を惹くのである。また、文林館は六十余人もの待詔を擁して機構を整えたものであつたし、ともかく修文殿御覽を完成させたことは、それがのちに太平御覽の藍本になつただけに、この事業に相当の意義を認めざるをえない。

この文林館と修文殿御覽については、従来、顔之推および顔氏家訓を論ずる際に言及される程度であつたが、近年はこれに着目した論考があいつぐにいたつた。<sup>(1)</sup>この稿は、それらの諸論考によりながら、文林館をめぐる諸問題を総合的に考察しようとするものである。

## 二

文林館の問題を検討するにあつては、まずその背景の北齊末期の混乱した政治状況について語らねばならないが、谷川道雄氏の詳論に<sup>(2)</sup>これを譲り、ここでは敘述に必要な諸点を整理して指摘するにとどめる。

武成朝(五六一—五六五)と後主朝(一五七六)の朝政の頹廢ぶりは甚しいものがあるが、それは武成帝が和士開らのすすめによつて執政をすてて快樂にふけり、帝位を譲られた後主がまた暗愚で、言語澁訥し、朝士の応接さえできなかったために、恩倖が跋扈したからである。その恩倖は、北齊書恩倖伝(卷五〇)によれば刑残の閹宦、蒼頭の盧兒、西域の醜胡であつて、権力と利益の追求にのみ躍起となり、売官鬻獄をほしのままにしていた。

このなかを泳ぎ、策を用いて朝権を得ていったのが、青年以来かずかずの奇行をもつて知られた祖珽である。かれは、時に応じて恩倖に媚付し、また果断にこれを排し、ついに失明しつつも着々と地位を得、武平三年(五七二)二月、尚書左僕射の任についた。そしてその勢朝野を傾くといわれるにいたり、強力に政治を展開し、国家の衰運の建てなおしに努め、その治は内外に美を称せられた。しかし、北齊書祖珽伝(卷三九)によれば、かれは専ら機衡を主り、高望を推崇し、

官人職を称し、さらに政務を増損し、人物を沙汰し、また諸閹豎及び羣小の輩を黜けようとしたから、漢人官僚と恩倖との対立がいつそう激化するに至った。

ところで、北族系官僚と漢人官僚との対立は、北魏以来常に顕著であつたが、両者の性格はそれぞれに変化している。東魏から北齊初頭にかけては、高歡の覇業に功績のあつたいわゆる勲貴と、そして漢人豪族とであつたが、この時代になると、前者は卑賤の恩倖であり、後者も祖珽、崔季舒に代表されるような、さして門地を背景とせず、個人の才能、それも暗君と恩倖の中を生きるきわめて現実的な才能の持主であつて、いわゆる六朝士大夫とはかけはなれた性質のものである。

祖珽は、しかし領軍將軍就任に失敗して軍事権を掌握できないままに、一年にして失脚するにいたつた。政情はふたたび旧に復し、まもなく北周の侵攻に潰えるのである。

文林館の設立は、この祖珽執政の一年のあいだに行なわれ、いうまでもなく祖珽の推進によつた。

### 三

文林館については、北齊書（卷四五）と北史（卷八三）の文苑伝の序にかなりくわしい記事があつて、設立および御覽編纂の経緯、その構成などを述べている。

暗愚の後主は、また無愁の曲をつくり、みずから琵琶を弾いて無愁天子と呼ばれたが、詩賦にわずかに関心を抱いたところから、蘭陵の蕭放、晋陵の王季式に、古賢の烈士および近代輕艶の諸詩を撰録し、屏風画に充てさせると、思いのほかこれに喜んだ。そこで蕭愨と顔之推を加えて、これらを館客といつたが、二人はさらに拡張するよう望んだ。宰相の祖珽は、宦官の鄧長顓に託し、ようやくにして後主を説いて、武平三年に文林館を開設するにいたつた。そして、八次にわ

たつて多数の文学の士を召引し、文林館待詔として、御覧を撰ばしめたというのである。

まずこの文林館設立の時期であるが、北齊書、北史とも、文苑伝には「(武平)三年、祖珽奏立文林館。」と、また後主紀には「(武平)四年二月景午、置文林館。」とあるために、これに後者は武平三年二月丙午の繫年の誤りとするもの<sup>(4)</sup>を加えて、三説が行なわれている。このうち第三の説は、武平三年二月に丙午の日がないから問題にならないとして、文林館は、武平三年後半の事実上の発足、四年二月丙午の正式設立と、前二者を折衷的に考えるのが、もつとも事実に近いと思われる。それは、つぎのような理由による。

後主紀によれば、奏立者の祖珽が尚書左僕射に就任したのは武平三年二月庚寅であるが、そのあと

(二月) 是月、勅撰玄洲苑御覧、後改名聖寿堂御覧。

(八月) 是月、聖寿堂御覧成、勅付史閣、後改為修文殿御覧。

という記事がある。すなわち玄洲苑御覧と聖寿堂御覧は同書であつて、編纂中に名を改めたにすぎない。太平御覧巻六百一所引の三国典略によれば、この書は陽休之が創意して、華林遍略を取り、十六国春秋、六経、拾遺録、魏史等の書を加えて成つたものであり、また陽休之の伝によれば、祖珽もこの事業に関与している。

ところが、祖珽はなぜかこの聖寿堂御覧に満足せず、その改訂を企てた。これは、おそらくその直後、すなわち八月をさほど隔てずにはじめられたもので、文苑伝序にみえるように、みずから総監者となり、陽休之、魏収ら五人を監撰者と<sup>(5)</sup>し、十七人の少壯の学者を修文殿に集めて、旧典を討尋させたのである。これが次節にあげる第一次、および第二次待詔にあたる。そして、修文殿御覧の成立となるのである。

当時、顔之推らは後主の館客となつていたわけであるが、この御覧という書物の性質上、この編纂はむしろ館客の職務に密接なものである。そして、南朝出身の文人であるかれらも、この事業に欠くべからざる人材として、参加を要請され

た。顔之推は蕭放、蕭愨とこれに応ずるとともに、この両者を統合して文林館を設立することを主張した。顔之推にとつても、既成の聖寿堂御覧は、暗君の賦詩にはむろん役立たぬにしても、実際に内容が不完全であり、また暗君をとりまく朝廷にも、漢人の少壮官僚のあいだにも、文学的環境の必要さが痛感されたのであろう。

祖珽は鄧長顥を通じて後主を説得し、ようやく四年二月丙午にいたつて、文林館の開設をみる。このあいだに御覧の改訂は進み、ふたたび三国典略によれば、五十部三百六十巻が完成し、清書して、修文殿御覧と名づけられ、祖珽から晋陽にあつた後主に目録とあわせて上呈され、史閣に付されたのである。

祖珽は尚書左僕射となつて一年余の四年五月には失脚したが、その在任中の後主の晋陽行幸は、後主紀によれば、三年冬十月癸巳と、四年二月丁巳から三月庚辰まで、との二回である。前者の場合にのみ帰京の記事がみえないが、十月甲午の穆皇后の冊立と大赦の以前かと思われ、後者は「四年二月景午置文林館」の、十一日後から三十四日後におよぶものである。このいずれかに修文殿御覧が上呈されたわけであるが、いかに聖寿堂御覧の焼きなおしであるにしても、着手されたのが早くて三年八月すぎであり、数次にわたつて編纂者を任命して行ない、かつ三百六十巻を「繕写已畢」するには、相当の期間をみこまねばなるまい。そうすれば、修文殿御覧の成立は、後主の晋陽行幸の後者、すなわち武平四年二月丁巳以後の約一ヶ月間に、修文殿内に設けられた文林館において、と考えられるのである。

文苑伝の記事は、後主の館客と修文殿における御覧の編纂とが、当初は別々に発足し、のちに文林館の開設と同時に統合されたものを、明確に区別していないのである。いずれも文林館の前身であり、とくに修文殿における御覧の編纂は事実上その発足であるために、武平三年に文林館が設立されたかのような記述となつたものであろう。このあいだの事情は、次節において文林館待詔の任命の経過を眺めると、容易に納得されよう。

以上のようにみてみると、文林館も、当初は単なる天子の賦詩の相手であつたものが、少しくそのサロン化しようとし

たものにすぎない。それに、一方で祖珽が推進してきた御覧の編纂が結びついた。しかし、すくなくとも文林館の創立を望んだ顔之推らには、これを漢人の少壮官僚の文学教養の向上をはかる手段に利用しようという功利が働いたとしても、とくに政治的な目的は感じられないのである。

それが一気に数十人の規模をもつ学館となり、しばしば指摘されるように政治的な傾向を濃くするのは、祖珽の意向による。政権を掌握して数ヶ月、さまざまな障害に抗しつつ孤軍奮闘を続けていたところへ、顔之推のもたらした構想は、後主との関係が従来になく密接なこと、文宣朝末期以来政治的に消極化していた漢人官僚を結集するのに、そのあくなく南朝文化への関心を利用できること、そして学館であることが対立する恩倖らにたいして名目になること、の三点においてまさに好都合であつた。それは、御覧の勅撰という事業と待詔という名称とに、明らかにあらわれている。祖珽は熱意をもつて実現に努め、文林館が設立されたのである。

#### 四

文林館には多数の文学の士が召引され、これを「待詔文林館」といつた。北齊書と北史の文苑伝には、待詔文林、是亦一時盛事、故存録其姓名。

として、六十数人の氏名が列記され、任命が八段階にわかれて行なわれたことを示している。

まず、祖珽が御覧の編纂を奏上するとともに、つぎの六人がその監撰を命ぜられた。(第一次)

官職に括弧のあるものは、文苑伝序にその記載がなく、当時または前後のそれを推定したもの。氏名の下に括弧内は、文苑伝序に字で示されているものの諱。氏名の下は列伝の所在。

尚書左僕射 祖 珽 北齊書三九・北史四七 特 進 魏 収 北齊書三七・北史五六

太子太師 徐之才

北齊書三三・北史九〇藝術下

散騎常侍 張雕虎

北齊書四四儒林  
北史八一

北史本伝は張雕虎に  
他は張雕につくる

中書令 崔劼

〃 四二・〃 四四

中書監 陽休之

北齊書四二・北史四七

いわば監撰者グループで、北齊文官の長老六人で構成される。このうち、個々の伝に「待詔文林館」と明記されているのは崔劼と張雕虎だけで、祖珽の「入文林館」のほかに、三人はそのことに触れない。それは、当時はまだ文林館は成立しておらず、修文殿における御覽編纂の監修者だからである。とくに魏収は、武平三年中に死去したから、ついに文林館待詔にはならなかつたのであつて、この魏収と待詔と考へ、文苑伝の文林館武平三年説を支持するのは誤りである。なお、魏収を除く五人は、文林館の発足とともに、遡つて待詔を発令されたであろう。監撰についても、祖珽に「摠監撰書」、崔劼に「監撰新書」とあるものの、魏収、徐之才の伝はやはり記載しないのである。陽休之は聖壽堂御覽編纂の中心であつたから、それについては簡単な記事があるが、修文殿御覽を監撰したとはみえない。そして、文林館には、耆旧の貴人は除くという顔之推の本意に反してのりこんだという。既成の聖壽堂御覽をもとにさらに編纂を続けるために、祖珽はみづから総監し、当事者の陽休之らを監撰者にすえたが、まさに耆旧の貴人であつて、単なる名誉職にすぎまい。なお、のちに第五次の崔季舒がこれに加わる。

祖珽は奏追して、つぎの十七人（北齊書は崔儼を除いて十六人）等を入館させ、撰書にあたらせた。（第二次）

通直散騎侍郎 韋道孫

北齊書四五文苑顔之推伝

中散大夫 劉仲威

陳書一八・南史五〇劉蚪伝

〃 陸 乂

〃 三五陸印伝  
北史二八陸俟伝

（瑯邪王儼）  
大將軍諮議 袁 爽

北齊書四五文苑顔之推伝

太子舍人 王 邵

隋書六九・北史三五

国子博士 朱 才

〃

衛 尉 丞 李孝基

北史三三李順伝

奉車都尉 眭道閑（預）

〃

北齊書文苑伝は序、本伝  
とも眭を眭につくる

殿中侍御史 魏 澹

北齊書二三・隋書五八  
北史五六

考功郎中 崔子樞

北史三二崔鑿伝



左外兵郎 薛道衡 隋書五七・北史三六

太学博士 諸葛漢(穎) 隋書七六文学

并省主客郎中 盧思道 北齊書四二盧潛伝  
隋書五七・北史三〇

奉 朝 請 鄭公超

司空東閣祭酒 崔德立 北史三二崔鑿伝  
北齊書文苑伝は  
崔德につくる

殿中侍御史 鄭子信(抗) 北史四一楊愔伝附鄭頤伝

大傅行参軍 崔 儼 北齊書二三崔瞻伝・隋  
書七六文学・北史二四  
北齊書文苑伝  
序にみえず

官位を一覧して、五品以下の少壯の人材と考えられよう。陽休之伝にみられたように、顔之推の本意は、耆旧の貴人でなく少年朝請参軍の徒をこれに居らしめるところにあつた、というのに合致する。北齊書列伝に名を連ねているのは、顔之推伝に附属する南朝出身の四人だけで、他はむしろ隋書に伝をもち、次代に活躍する世代であつたことをものがたる。そしてほとんどが華北の名門、すなわち、太原王、趙郡李、鉅鹿魏、博陵崔、河東薛、范陽盧、清河崔などの各氏の子弟である。祖珽がこのような人選を行なつたことは、注目しておいてよい。いずれもその伝には、若くから才学あり、文章にすぐれていたとあり、魏澹、薛道衡、盧思道らはすでに著名であつた。魏澹伝(隋書)に「与諸学士撰御覽」、崔德立伝に「預撰御覽」とあるが、これら諸学士が中心となつて、修文殿御覽は編纂されたのであろう。そして、武平四年二月丙午の文林館設立とともに、この事業はそのまま文林館に移管され、十七人も自動的に文林館待詔となつたものと思われる。

南朝の出身者が六人を数えることは注目すべきであるが、劉仲威、諸葛漢を除く四人の伝はすべて北齊書顔之推伝に附録され、待詔についても入館とあつて、その関係の濃さをものがたる。劉仲威は、梁の滅亡後も王琳に擁立されて郢州に帝を称した蕭莊が、遂に陳に追われて後援する北齊に亡命したとき、随行してきた。陳郡の袁奭、呉郡の朱才も、蕭莊の使節として訪れて、そのまま滞つたものである。韋道孫、眭預、諸葛漢は父祖の代に南にあつた。

このなかで異色なのは代人の陸父である。陸氏はもと歩六孤氏、すなわち北魏創業の功臣で、魏書官氏志にいう勲臣八

姓の第二に位する（魏書卷四〇陸倕伝）。しかし、倕の孫の定国は杜氏を母に生まれ、河東柳氏、ついで范陽盧氏と婚を通じた。その弟の叡の母は張氏であり、博陵の崔鑒の女を妻に迎えたが、崔鑒が「平原王は才度悪しからず、ただ恨むらくは其の姓名殊に重複を為すのみ」と洩らしたというのは、そのときのことである。このように陸氏は鮮卑族であるが、早くから北族貴族としての地位を確立し、漢人の名族と通婚して、学問教養についても相応のものを備えていた。父はその曾々孫にあたり、聰敏博学で文才があり、五経にもつとも精熟して石経人といわれたという。陸氏の一族には、さらに第六次待詔に寛（仁恵）、爽（開明）の二人がいて、ともに才品あり、聰敏なりと称せられた。<sup>(10)</sup>

これと同時に、「并勅放、愨、之推等、同入撰例。」と、当初から館客であつた

通 直 郎 蕭 放 北齊書三三・北史二九蕭祗伝 趙州功曹參軍 顔之推 北齊書四五・北史八三文苑

齊州録事參軍 蕭 愨 “ 四五文苑顔之推伝

の三人が、ここで修文殿に入つて、御覧の撰集に加わっている。（第三次）すなわち、両者が統合されたのである。それとともに、顔之推は、単に修文殿において御覧を編纂するだけでなく、文林館を創立し、さらに少年、朝請、参軍の徒を召集し、学館として充実させるよう提案したのであろう。したがつて、このときは武平四年二月以前であり、まだ待詔とはならなかつたのである。蕭放は梁の武帝の弟の南平王偉の子であり、蕭愨は上黄侯暉の子である。顔之推も梁に生まれ、西魏を経て北齊にきたことは周知のとおりである。この三人が中心的存在であつたことは、設立の経緯から想像されるが、とくに顔之推は祖珽の信頼も厚く、

令掌知館事、判署文書。 專掌其撰修文殿御覧、統文章流別等。（顔之推伝）

とあるように、文林館の運営にあつた。祖珽はみずから御覧の総監者となつたが、政務に多忙であつたから、実際の館務はすべて顔之推に託し、のちには李徳林にもこれを助けしめたのであろう。すなわち、この館事とは文林館事であつ

て、それは李徳林伝に明らかである。顔之推の文林館の構想には、祖珽はただちに賛成したが、鄧長顓を通じての後主の説得にてまどつたから、実現には時日を要したかもしれない。しかしいずれにしても、この段階において、文林館は設立されたものと考えられる。そして、第一次の祖珽以下が、あらためて文林館待詔に任命されたのであろう。なお文苑伝序には触れていないが、北齊書卷四十四儒林(北史卷八一)張景仁伝に、

及立文林館、中人鄧長顓、希旨奏令、摠制館事。(北史は制を判につくる)

とある。後主の説得に鄧長顓の口きを要したから、その介入を拒めなかつたのであろう。張景仁は寒微より出てもとり識見なく、学書をもつて業として博士を称し、後主の侍書として愛され、胡人何洪珍や鄧長顓らの恩倖と親密となり、開府儀同三司に進んでいた。文林館の責任者の地位にいたわけであるが、待詔とはならず、したがって実務には深く関与しないで、宮廷との関係にある種の役割を果したかと思われる。

また、つぎの九人に入館し、書を撰ばしめた。(第四次)

散騎常侍 封孝琰

北齊書二一封隆之伝  
北史二四封懿伝

通直散騎常侍 馬元熙

北齊書四四・北史八一上儒林

前楽陵太守 鄭元礼

北齊書二九鄭述祖伝  
北史三五鄭羲伝

兼省三公郎中 劉珉

衛尉少卿 杜台卿

北齊書二四杜弼伝  
隋書五八・北史五五

開府行參軍 李師上

北史一〇〇序伝

通直散騎常侍 楊訓

北齊書文苑伝は  
王訓につくる

温君悠

旧唐書六一・新唐書九一温大雅伝

前南兗州長史 羊肅

北齊書四三羊烈伝・魏書七七  
羊深伝・北史三九羊祉伝

つづいて、つぎの四人が待詔となつた。(第五次) なお、文苑伝序がここではじめて待詔の語を用いていることは、第四次

次以前が四年二月丙午の文林館設立より早く発令されたことを意味するのかもしれない。

特 進 崔季舒

北齊書三九・北史三二

前仁州刺史 劉逖

北齊書四五・北史八三文苑

散騎常侍 李孝貞 隋書五七・北史三三李順伝

中書侍郎 李德林 隋書四二・北史七一

この両次の任命は四品官を中心として行なわれ、すべて第二次待詔より高位であつて、異なる段階に入つたことを示す。とくに後者の第五次については、あらためて崔季舒が御覧の監撰者となり、李徳林が顔之推と文林館事を同判せしめられたことにも明らかである。さて、この李徳林伝の「令与黄門侍郎顔之推二人、同判文林館事。」の記事であるが、顔之推は当初、趙州功曹参軍であつて、待詔文林館とともに司徒録事参軍となり、さらに通直散騎常侍、中書舍人をへて黄門侍郎に遷つたのであるから、ある時期が過ぎていることがわかる。それは、館客となつたとき趙州功曹参軍であり、御覧撰輯に参加したとき司徒録事参軍であり、それから文林館が開設され、このときにいたつたという時間的経過を示すのである。そして、劉逖伝によれば、劉逖は祖珽に疎まれて仁州刺史に転出されていたのが、その失脚によつて徴せられて文林館待詔となつたというのであるから、この第五次待詔は武平四年夏のことになる。権勢を振つた祖珽も、五月、ついに尚書左僕射の任を逐われて北徐州刺史に遷されていた。

すなわち、このときすでに修文殿御覧は成立し、史閣に付されていたのである。第四次待詔では、封孝琰と羊肅の伝に御覧の編纂に携つたことが明らかであるが、第五次では崔季舒の監撰という例外を除いて、また待詔はさらにつづいて発令されるが、もはやその伝には「撰御覧」、「撰書」などの文字がみえない。すなわち修文殿御覧編纂の事業に従事したのは第四次待詔までの三十五人であろう。北齊書顔之推伝の觀我生賦の自注に、

齊武平中、署文林館待詔者、僕射陽休之、祖孝徴以下三十余人。之推專掌其撰修文殿御覧、続文章流別等。皆詣進賢門奏之。

とあるのは、これをさすものと思われる。

しかしながら、祖珽の失脚は事態を急変させた。朝政はふたたび恩倖の手中に帰し、文林館としてもその後援者を失つ

たのみならず、政治的にその波及を強く受けるにいたる。崔季舒の待詔と監撰は、この局面への対策として行なわれたものであつて、すでに御覧は成立しているものの、その名を冠することによつて地位を示そうとするのであろう。博陵の崔季舒は高歡(神武)、澄(文襄)、洋(文宣)以来の側近であつて、天保年間(文宣朝)に侍中、尚書左僕射にのぼり、漢人官僚の領袖として祖珽以上に確固たる地位を築いていた。孝昭朝以来の反動体制においては、とくに武成朝ではその寵臣に忌避されていたが、武平二年に侍中に返り咲いてからは、左僕射祖珽が委奏を受け、これを崔季舒が総監内作したのである。しかし、これは恩倖、とくに韓鳳ら武職の憎嫉といよいよはげしくすることになつて、祖珽追放のちもその一党として狙われ、武平四年十月、晋陽行幸中止の諫言を叛心と讒言されて、張彫虎、劉逖、封孝琰ら五人とともに誅殺の難に遭つた。ここにいたると、つまり成立一年にして、本来文学集団たる文林館の政治的立場が、完全に表面化するのである。

これらの動向に関連して段孝言の入館があるが、順を追つて第六次の待詔は、尋又詔諸人、各举所知。又有：(氏名)：竝入館待詔。

とあるように、ひろく各地から文才のあるものを推挙させ、入館させたものである。

- |                |               |             |             |                          |
|----------------|---------------|-------------|-------------|--------------------------|
| 前齊州長史 李 翥      | 北史三三季義深伝      | 北史本伝は李翥につくる | 通 直 郎 封孝騫   | 北齊書文苑伝は騫を翥につくる           |
| 前広武太守 魏 謩      |               |             | 并省右民郎 元行恭   | 北齊書三八元文遥伝 北齊書文苑伝は元を高につくる |
| 前西兗州司馬 蕭 溉     | 北齊書三三蕭退伝 北史二九 | 本伝は蕭溉につくる   | 司徒戸曹参军 古道子  | 北齊書四五文苑顔之推伝              |
| 前幽州長史 陸仁恵(寛)   | 北史二八陸俟伝       |             | 前司空功曹参军 劉 顥 | " 劉逖伝                    |
| 鄭州司馬 江 旰       | 北齊書四五文苑顔之推伝   |             | 獲 嘉 令 崔德儒   |                          |
| 前通直散騎侍郎 辛德源    | 隋書五八・北史五〇辛雄伝  |             | 給 事 中 李元楷   |                          |
| (殿中侍御史) 陸開明(爽) | " " 二八陸俟伝     |             | 晋州治中 陽師孝    |                          |

大尉中兵參軍 劉儒行

開府參軍 王友伯 北史二四王憲傳附王伯<sup>(12)</sup>

同 空 祭 酒 陽辟疆

北齊書四二陽休之傳  
北史四七〇

北史は疆を  
強につくる

(奉 朝 請) 崔君洽(液) 北齊書三〇・北史三二崔挺傳

司空士曹參軍 盧公順(正山) 北齊書四二盧潛傳  
北史三〇盧玄伝

魏師審

司徒中兵參軍 周子深

この二十一人は引退者、新進を含んでいるが、おもに後者であつて、それは第二次待詔の精神にたちかえつたわけであり、すでに待詔となつたものの近親者がめだつ。張彫虎の子の徳冲、劉逖の従子の凱、陽休之の子の辟疆、盧思道の従兄の公順(正山)らであり、陸仁恵(寛)、陸開明(爽)は代人で父の、蕭溉は梁の宗室で愨、放の一族であり、封孝騫の伝はみあたらないが、封孝琰の近親であろう。周子深も伝がないが、かれと古道子とは、天保七年(五五六)に、馬元熙の父の敬徳ら十一人とともに、勅命によつて羣書の校定を行なつている(北齊書卷四五樊遜傳)。蕭溉、江昕、劉顥は南朝から帰附したものの、また、陸氏については前述したが、元行恭は和士開誅滅に暗躍した元文遙の子で、北魏の昭成帝什翼犍の七世の孫にあたり、父が後主から特に高姓を賜つたものである。陽休之が「性疏脱、又無文芸」の辟疆を引きいれ、撰書に参預させて世間の鄙いものになつたといわれるが、この回は推薦制であつたから、これに類した人選が十に三、四も行なわれたという。すなわち、

御覽成後、所撰録人、亦有不得待詔、付所司処分者。凡此諸人、亦有文学膚淺、附会親識、妄相推薦者、十三四焉。雖然当時操筆之徒、搜求略尽。

とある。北齊には名だたる文人は少なく、文学の水準も南朝にくらべて低かつたと評されるが、以上の六十一人をも動員すれば、操筆の徒は網羅されつくしたであろう。<sup>(13)</sup>

そのあと、段孝言が入館する。(第七次)

尚書右僕射 段孝言 北齊書一六段榮伝・北史五四

段孝言は段榮の第二子、東魏以来の北族の勲貴であつて、その官勢を恃み驕奢放逸にしてはばからず、吏部尚書となるや、「尚書天下尚書、豈独段家尚書也。」と抗言されるほどに独善的であつたという。尚書右僕射就任は、四年五月の祖珽解任に伴なう人事によるもので、韓鳳らとともに策して、その追放に成功したのである。引きつづいての文林館入りは、あきらかに従来の待詔と異なつて、漢人官僚に対立する行動であろう。祖珽追放に応ずる崔季舒らの入館に対して、第六次待詔をはさんでまもなく行なわれ、漢人集団の動向を直接に監視する目的とみられる。ときに陳軍の寿陽攻撃も熾烈となり、恩倖の漢人憎悪はいよいよ増大して、文林館の存在がさらに複雑化することになつた。そして十月、崔季舒ら六人の誅殺となるのである。なお、孝言の本伝に待詔の記録はない。

そのほかに、

(北平王文学) 宋孝王 北齊書四六循吏宋世良伝

劉善経 隋書七六文学潘徽伝・北史八三文苑

ら三数人が自薦してきたので(宋孝王伝)、その才性を論じたうえ、入館を許された。宋孝王は関東風俗伝三十卷の撰者であり、劉善経にも酬徳伝三十卷などの著書がある。なお、ほかに十数人が入館を求めて退けられた。

文苑伝序に洩れて、各本伝から文林館待詔となつたことの知れるものに、つぎの三人がいる。

(大鴻臚儀同三司)王 晞 北齊書三一・北史二四

(符 璽 郎) 荀仲拳 北齊書四五文苑顔之推伝

(尚 書 郎) 陽俊之 北史四七陽休之伝

北海の王晞は王昕の弟であり、陽俊之は陽休之の弟である。荀仲拳は梁の元帝の江陵陥落後、北齊が擁立した貞陽侯淵明の幕下にあつて、文宣朝に帰附した。いずれも耆旧の貴人に属する。

以上のように、待詔の任命は武平四年夏に終了しているが、確認されるもので六十六名に達し、まさに当時の操筆の徒

は捜求され尽くしたであろう。これら待詔は、修文殿御覽、続文章流別などの撰書にあつたが、これを統轄するものとして総監および監撰がおかれ、事務上においては総判館事および判館事がおかれたわけである。総監には祖珽がみずからあたり、魏収以下が監撰者となつた。御覽が完成し、祖珽が追放されたのちは、監撰の名目で崔季舒が総監し、その誅殺後は段孝言がその任を行なつたものと思われる。館事は、待詔ではない張景仁が総判する。ということで、実際は顔之推、のちにはかれと李徳林とが判文林館事として運営した。

祖珽は、御覽編纂のときからこれを政治的に利用しようと思つたものと思われる。かれは、宰相の地位を得るまでに多くの術策を弄してきて、政権を掌握するや一転して厳しい政治を行なつた。ここにいたる苦難の道では常に孤独であつたが、宰相の執政には漢人官僚の協力が必要とする。しかし崔季舒、封孝琰ら一部を除いて、かれらが依然として消極的であるために、顔之推のもたらした文林館の構想をも利用しようとしたものである。はたして文学の士をもつて任ずるかかれらは、ここに結集した。

しかし、かれらを政治上にどれだけ用いることができたか疑わしい。また、文林館の発足と前後して恩倖との対立はいよいよ激しくなつたが、それは文林館の開設を待つまでもなく、祖珽の政策にたいする反抗なのである。したがつて、祖珽や崔季舒が退けられても、文林館が廃止されるにはいたらないのである。

韓鳳を中心とする恩倖は、祖珽を追放して朝権を回復し、文林館に段孝言を送りこむとともに、卑賤の軍人を登用して武職集団を形成し、崔季舒ら六人の誅戮を行なつた。祖珽、崔季舒と領袖をあいひいで失い、胡洪珍を通じて後主に近かつた劉逖も殺されて、もはや恩倖と対抗して政治的に漢人官僚を統率するものがなくなつた。文林館は、顔之推、李徳林以下、ささやかに学館としての存在をつづけ、続文章流別の編纂を行なつていたもののごとく、なんらの記録もえられな



い。折から陳将呉明徹の寿陽攻撃が熾烈をきわむという情勢下にあつたから、待詔もただ文林館に隠棲するわけにもいかず、中堅官僚として少しく活躍するものもいたが、恩倖の弊政とそれによる不利な戦況をみるにつけ、陽休之が武平六年四月に中書監から尚書右僕射に任ぜられてもしきりに固辞したように、概して消極的な態度に終始し、王朝の滅亡を待つのみであつた。そして幼主に譲られてその承光元年（五七七）正月、北齊は北周の猛攻に潰えたのである。

## 五

武平三年八月に陽休之らの聖寿堂御覧が完成してしばらくすると、祖珽はふたたび御覧の撰輯を奏上した。みずから総監となり、魏収ら五人を監撰とし、まず十七人を撰者として、これに着手した。ついで顔之推ら三人を追加したところで、四年二月丙午、文林館を創立し、ここに御覧の撰輯が文林館のおもな事業となつた。前掲の顔之推の觀我生賦の自注にみえたように、同時に続文章流別の編纂も行なわれ、顔之推がその中心であつた。また、隋書経籍志の著録する「文林館詩府八卷後齊文林館作」は、これら待詔による総集であろう。<sup>(14)</sup>

北齊における御覧の編纂は、三国典略によれば、武成帝が宋士素に命じて、古来の帝王の言行要事を三卷に纏めさせ、その巾箱においたのはじまる。御覧の名は魏の皇覧になつたものであろうが、後主朝においても、天子との緊密な關係を示すために、引きつづいて利用されるのである。類書の編纂はこの時代に盛行し、北朝では北魏の科録百七十巻があるが、かつて東魏末に高澄が華林遍略六百二十巻を借りて一日一夜にして写させたとか、祖珽がその数帙を質に入れ、またその後さらに一部を盗んだという挿話があるように、北齊でのあいつぐ御覧編纂は、梁の華林遍略の影響によるところが大きい。聖寿堂御覧も、華林遍略をもとに崔鴻の十六国春秋、六経、王子年（嘉）の拾遺録、魏収の魏書などを加えたものであり、ともに祖珽が関与し、また文林館待詔には梁の亡命者が少くなかつた。

高澄はこの華林遍略の話にも窺えるように蒐書に意を用いたが、弟の文宣帝高洋も天保七年（五五六）、樊遜ら十一人に羣書を校定させた。このなかに、のちに文林館待詔となつた懷州秀才の古道子、前開府水曹參軍の周子深がいる（北齊書卷四五文苑樊遜伝）。北齊では引きつづいて天統、武平にいたるまで校写が行なわれ、やむことがなかつたという（隋書經籍志敘）。これらの校書事業が御覽編纂の基礎になつたのは、いうまでもあるまい。

さて、宋士素の御覽について、武平三年二月に玄洲苑御覽勅撰の命があり、名を聖壽堂御覽と改めて八月に完成した<sup>(15)</sup>。これは、陽休之が祖珽を説いて、朝士とともに行なつたもので、子の陽辟疆も手伝い、陽休之はこの功によつて特進を加えられたことが知れている（北史陽休之伝）。隋書經籍志に聖壽堂御覽が三百六十卷とあるのは、修文殿御覽と書名を混同しているにしても、両御覽の卷数に異同はあるまい。

その後まもなく祖珽はふたたび御覽編纂を企図し、おそらくはその改訂の事業が武平三年中に開始された。今回は機構も整い、監撰者、撰者三十数人を擁して行なわれ、四年二月に文林館が開設されてはそこに移管され、撰者も待詔と呼ばれて、その月の末か翌月はじめには完成したと思われる。そこで祖珽らはこれを後主に献上し、つぎのように上言した。

昔魏文帝、命韋誕諸人、撰著皇覽、包括羣言、区分義別。陛下聽覽余日、眷言緗素、究蘭台之籍、窮策府之文、以為觀書貴博、博而貴要、省曰兼功、期於易簡。前者修文殿令臣等討尋旧典、撰録斯書、謹罄庸短、登即編次。放天地之數為五十部、象乾坤之策成三百六十卷。昔漢世諸儒集論經伝、奏之白虎閣、因名白虎通。竊縁斯義、仍曰修文殿御覽。今繕写已畢、并目上呈、伏願天鑒、賜垂裁覽。（三国典略）

すなわち修文殿御覽三百六十卷である。隋書經籍志には聖壽堂御覽が著録されて修文殿御覽はないが、旧唐書經籍志、新唐書芸文志、日本国見在書目録、弘決外典鈔の外典目などにも修文殿御覽三百六十卷とあり、旧唐志を除いて祖孝徵（等）撰とみえる。孝徵は祖珽の字である。

ところが、後主紀、三国典略ともに、聖寿堂御覽を改めて修文殿御覽としたといい、また監撰者の徐之才までが、これを「床上の床、屋上の屋」と評したと伝えられる。隋志に聖寿堂御覽も三百六十巻とあつたように、巻数はおなじであり、おそらく各部門の分類もほとんどそのまま踏襲したと思われるが、ともかく大がかりに編纂事業をおこしたのであるし、のちに相当の利用に堪えられたのであるから、大幅に改訂増補が行なわれて、内容が整えられたのであろう。

修文殿御覽は、宋初（太平興国八年・九八三）に太平御覽の藍本となり（玉海卷五四所引太宗実録）、わが国にも将来されて（日本国見在書目録三〇雜家）、滋野貞主の秘府略一千巻の編纂（天長八年・八三一）に大きな影響を与えたであろうし、倭名類聚抄をはじめ平安時代以降の辞書、注釈書などに、初学記ほどではないにしても、かなり利用された。しかし、平安時代の最末期とされる太平御覽の渡来とともに、漸次散佚していったものと思われる。中国においても、太平御覽の成立後はそれに吸収されたかたちで、とくにその版本ができてからは、直接には利用されなくなつていったであらう。

そして四庫簡明目録標注卷十四によれば、明の文淵閣目、内閣目とともに四十五冊、清初の錢謙益の絳雲樓目に百六十四冊、盧文弨の（乾隆六〇年歿・一七九五）の抱經樓書目に百六十三冊と著録するといひ、さらに孫詒讓が同治十三年（一八七四）に滬上の呉姓の書估で、明鈔本の修文殿御覽二百冊を楚人の某に売つた、という話を聞いたと附録する。文淵閣の四十五冊というのは明らかに欠本であるが、絳雲樓のものは、おそらくは抱經樓のものも楚人の購入したものも、冊数からみて完本であらうから、この書はかなり最近まで残存していたようである。

しかし、劉師培、羅振玉によつて修文殿御覽として唱えられたペリオ番号二五二六の敦煌本類書殘卷が、洪業の詳論に否定されてからは、もはや現存しないとされている。

佚書となると、佚文に著目して祖本を窺わねばならないが、断片的な佚文を採集しても、類書といふこの書の性格か

ら、それはなかなか難事である。ところが近年になつて、森鹿三氏が平安後期の兼意の葉種抄、香要抄、宝要抄など一連の著作から、一部に巻次を明示する修文殿御覧の少しく纏まつた量の佚文を発見され、太平御覧と比較して、その構成、性格などを検討された<sup>(22)</sup>。したがつて、まず国書にみえる佚文について、先学の研究の成果を纏めてみよう。

修文殿御覧三百六十巻は、華林遍略六百二十巻とともに平安朝のわが国にもたらされ(日本国見在書目録)、その巻数の便宜さからか、あるいは内容がより整つていたのか、華林遍略よりも利用されたようで、その書名、あるいは佚文が、おもに平安時代後期の著作に散見するが、これらについては小島小五郎氏の考証がある<sup>(23)</sup>。

すなわち、修文殿御覧の書名を録するものに、日本国見在書目録(藤原佐世撰、九世紀末)、弘決外典鈔(具平親王撰、九九三)があり、「御覧」とのみみえるが、修文殿御覧をさすと考えられるものが、藤原道長の御堂関白記寛弘七年(一〇一〇)八月廿九日条、藤原頼長の台記康治二年(一一四三)九月廿九日条にあり、書名がみえるがテキストに疑点もあるものが、通憲入道蔵書目録と二中歴(改定史籍集覧本)であり、きわめて短文ながら実際に修文殿御覧を引用するものは、弘決外典鈔(巻一に三項、巻四に一項)と鎌倉時代初期の藤原高範の明文抄(巻二帝道部下、巻三・四人事部下)である<sup>(24)</sup>。小島氏は、台記を中心に論じられたが、要するに中山忠親の山塊記治承三年(一一七九)二月十三日、同十月十六日条に、太平御覧を未だ本朝に渡らざるの書と注しているのは、その前条のときに太平御覧が初渡来したことであることを示し、したがつてそれ以前の「御覧」は修文殿御覧であるとされたものである。これらのうち、弘決外典鈔に「御覧三百六十巻、有乾坤万物部、北斉尚書左僕射祖孝徵等所撰也」とあるのがさきに三国典略にみた「象乾坤之策成三百六十巻」と合うこと、台記に百卅八巻とあること、通憲入道書目録の御覧の冊数の合計が十三帙百二十一冊ないし百三十冊、または百四十冊になることは注目すべきであり、引用文についてはやはり太平御覧などと比較検討すべきであろう<sup>(25)</sup>。

この所論にしたがえば、平安時代の注釈書などに「御覧」として引用されているものは、多く修文殿御覧の佚文と考え

られよう。たとえば嘉承二年(一一〇七)藤原知明写の白氏文集卷三(神田喜一郎氏蔵)の裏書や、藤原敦光(一一四四年歿)注の秘蔵宝鑰抄、三教勘注抄に「御覧」の引用文が一項<sup>(26)</sup>つつあるが、これも修文殿御覧の佚文であることの公算が大きいことになる。

亮阿闍梨兼意(一〇七一—一五六以後)も平安時代後期の学僧であるが、森氏はまず薬種抄の甘草の条に「修文殿御覧第三百云」とある(一項)のに着目して、これら一連の抄に御覧というのは修文殿御覧であるとし、さらに香要抄の藝香の条に「已下文出御覧第三百一卷」として十五項、そのほか香要抄の鶏舌香の条、薬種抄の人参、遠志、天門冬の条、宝要抄の金、瑠璃、馬腦、車渠の条に計四十五項、全部で六十一項の引用文のあることを指摘され、この引用文をそれに対応する太平御覧の記事と詳細に比較検討された。そして修文殿御覧の卷三百が薬部(太平御覧は卷九八四—九九三)、卷三百一が香部(太平御覧は卷九八一—九八三)であつたことを確認し、また修文殿御覧の引用文は、ほとんど配列の順序もそのままに太平御覧にあるところから、太平御覧の記事の大半は修文殿御覧から採つたものであると推察されている。

修文殿御覧の卷次の一部を示す唯一の資料を指摘され、太平御覧との比較も広範にわたつて、太平御覧がこの修文殿御覧を藍本としたことを実証し、その構成もほとんど変らないことを確認された、まことに好論というべきである。ただ、たとえば金の条(宝要抄)のように、太平御覧の当該の条にはあるが兼意の抄に引用されてない多数の記事をも、本来修文殿御覧には収録されていたであろうとするのは、太平御覧の三分の一ほどしかない修文殿御覧の卷数や、台記、絳雲楼書目にみえた抄本の冊数などに、すぐにはうなずけないものがある。これらの抄に未収の太平御覧の記事の引用文などについて、なお仔細に検討してみたいと思う。

漢籍については、やはり森氏が資治通鑑考異(卷四)、一元の呉師道の戦国策補注(卷三、四)、北戸録の唐の崔龜図の注(卷一、二、三)に修文殿御覧の引用文のあることを指摘されているが、太平御覧のなかに埋没してしまつたあと、ほかに

あまり引用をみない。ただ太平御覽と逆の關係を、魏収の魏書についてわずかに窺うことができよう。

さきに三国典略に、修文殿御覽は華林遍略をとり、魏史等の書を加えたところをみたが、この魏史は魏収の魏書であることが、百納本二十四史の魏書卷三太宗紀卷末のいわゆる篇末疏記に、

又案北史、高氏小史、修文殿御覽皇王部、皆鈔魏收書。

とあることによつて明らかである。魏書は、百三十巻のうち二十數巻が失われてしまつたが、卷十二孝靜紀、卷十三皇后列伝第一は、北史をもつて補い、また高氏小史および修文殿御覽を取つてこれに附益した、とやはり篇末疏記にある。この篇末疏記について、内田吟風氏は、筆者、年代ともに不明であるが宋の淳熙五年（一一七八）以前には成立していると述べられた。<sup>(27)</sup> 太平御覽所引の「後魏書」も、鈔略されているものの魏収の魏書であつて、修文殿御覽から移録した公算が大きいわけであるが、この篇末疏記が太平御覽を無視しているのは、この補綴が太平御覽の成立以前に行なわれたことを示唆するのではなからうか。

さて、現行魏書の卷十二、十三は、北史、高氏小史、修文殿御覽をもつて補われたわけである。北史もともと魏書によつてゐることは当然であるが、ここでは魏書から北史とおなじ記事をとられれば、残余の部分は高氏小史か修文殿御覽から引いたことにならう。そして、太平御覽も修文殿御覽をほぼそのまま利用したことが推定されているもの、それを太平御覽卷百四皇王部の東魏孝靜皇帝の条と対比して、共通する部分は修文殿御覽の、その余の部分は高氏小史の所収文であることが認められる。太平御覽の後魏書の北史と共通するところも、おそらくは修文殿御覽所収文であつたらうから、これによつて摘出される分は、詔勅、高歡に関する記事などごくわずかであるが、修文殿御覽の佚文と確認できよう。

修文殿御覽に關していま明らかかなことはおよそ以上の程度にすぎないが、いずれにしても太平御覽と密接な關係にあることはたしかである。すなわち「放天地之數爲五十部、象乾坤之策成三百六十卷」というのは、卷數において大いに異なる

ものの、部門については太平御覧の五十五部とさほど違わない。以上にあげた諸研究によつて、皇王部(魏書)、薬部(薬種抄)、香部(香要抄)、鱗介部(和名類聚抄)などのあつたことが知れたが、その他の部門についてもほぼ太平御覧と同様であろう。<sup>(28)</sup>また、修文殿御覧から引用したという薬種抄、香要抄、宝要抄の甘草、人参など十の条目が太平御覧のものと同じしたが、条目にもたいした異同はあるまい。さらに記事の各項についても、太平御覧の記事の大半が修文殿御覧から採られたとまではいかないまでも、その逆に修文殿御覧の多くは、引きつづいて太平御覧に、しかも原典にあたることなく採用されたものと想像できよう。<sup>(29)</sup>

太平御覧は、このほかに藝文類聚、文思博要等の諸書を利用したといわれる。張滌華氏によれば、類書は隋代に四、唐代に四十一、五代十国に十を数えるが、<sup>(30)</sup>現存する北堂書鈔、藝文類聚、初学記、白氏六帖事類集についてみれば、虞世南の書鈔と白居易の白氏六帖にはやや体例の異なるところがあり、またそれぞれに巻数の多少はあるものの、北堂書鈔の十九部百六十巻、藝文類聚の四十六部百巻、初学記の二十五部三十巻、白氏六帖事類集の三十巻、それに太平御覧五十五部一千巻の分類は、内容上ではほとんど共通している。これらに先行する修文殿御覧もおそらく同様であつたと思われる、それはさらに遡つて、その藍本である梁の華林遍略の形式を踏襲したものであらうと想像される。重ねて憶測であるが、魏の皇覧以来盛行した類書の編纂は、このあたりで分類の形式を固定してき、修文殿御覧がその重要な位置を占めているのではないかと思うのである。

続文章流別は、修文殿御覧と並行して編纂され、西晋末の摯虞の文章流別集の続編を目したものと思われるが、顔之推の觀我生賦の自注にみえる以上には記載がない。摯虞の書は、隋書経籍志に「文章流別集四十一巻梁六十巻、志二巻、論二巻」と著録され、その総集の敘に建安以後の詩賦を撰んだというから、続文章流別は、そのあとをうけて東晋南北朝の作

品を集めようとしたものであろう。隋志につづいて「続文章流別三卷孔寯撰」とあるものを、清の姚振宗はその隋書経籍志考証（巻四〇）において、文林館の撰するところとし、孔寯は文林館待詔の一人ではないかと推定しているが、孔寯の名を正史列伝から検出しえず、むしろ隋書経籍志に「宋侍中孔寯子集十一卷」とみえる孔寯子（元嘉二年歿）の著作かと考えられる。

文林館詩府は、隋書経籍志に八巻、唐書経籍志に六巻と著録されるものであるが、文林館待詔の詩賦の総集であることは明らかである。この書も佚して伝わらないが、藝文類聚や初学記に、二十五人も文林館待詔の詩賦が収載されているのは、この書から移録されたためであろう。このうち唐代まで別集が存在したものも多いが、蕭放、楊訓、元行恭の集とというのは、隋志、兩唐志にもみえないのである。

## 六

北齊は幼主の承光元年（五七七）一月に滅亡した。文林館はこれまで存続したものが明らかでないが、これで完全に廃絶したわけである。このとき、文林館待詔を主とする十八学士が、北周の武帝の駕に随つて長安に迎えられた。武帝は、鄴を陥れるや、まず書府を封じたといわれ、李徳林を筆頭にこれら文学の士を厚く遇したが、翌年に急逝し、さらに二年後に北周が楊氏の隋にとつて代られ、その意は達せられるに至らなかった。

隋においても、李徳林、盧思道、李孝貞らは内史令、内史侍郎に任ぜられて、文章の才を重用されもしたが、顔之推をはじめとして、多くはむしろ不遇におわつた。文林館の系譜は、直接には絶えたということである。

唐六典（巻八）、旧唐書（巻六二職官志二）、新唐書（巻四七百官志）などの弘文館の条は、後漢の東觀、魏の崇文館、宋の玄史二館、南宋の総明館、梁の士林館、北齊の文林館、後周の崇文館は、いずれも文史を著撰し、生徒を教授し、唐の弘



文館に連なるものであるとする。おなじく集賢殿書院の条(唐六典は卷九、また通典卷二二)は、北齊の文林館学士と後周の麟趾殿学士はみな著述を掌したが、この業務は唐代には弘文、崇文の二館から集賢殿書院に受けつがれて行なわれたという。

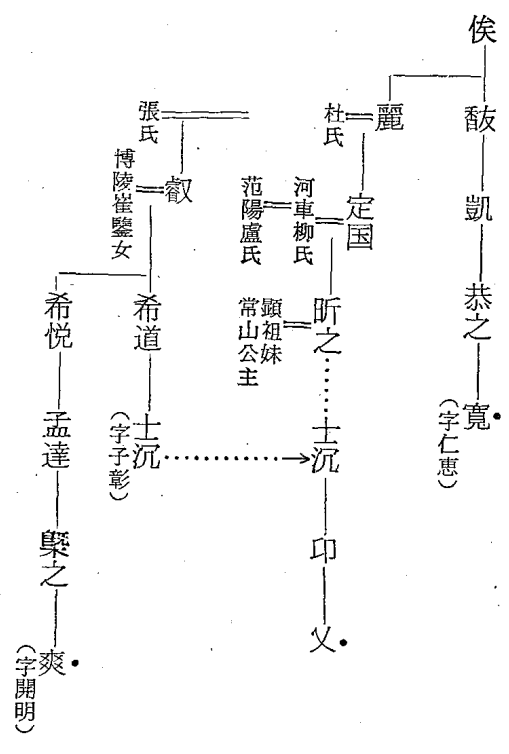
これらの諸学館は、図書を収蔵し、学士を招聘して、著述あるいは生徒の教授にあたらせるなど、それぞれに目的をもつたものである。宋の元嘉中にはほかに儒文の二館もあり、宋の泰始から南齊の永明にかけての総明館も玄儒文史の四科を備えて、ともに多数の生徒を教えた。梁代には、昭明太子の宮邸をはじめ貴族の私邸に文学者のサロンが盛行したが、武帝がその晩年に虞荔らの学者を集めた士林館も、大いにその要素を帯びていよう。北周の麟趾殿学士は、好学の明帝が、梁の江陵陥落とともに西魏に移されていた王褒、庾信らに、經史を刊校し、衆書を摭採し、伏羲、神農から西魏末にいたる世譜五百巻を編纂させたものである。

文林館は後主の私的な学館として出発したが、この暗君が文学を求めたのではない。祖珽が恩倖の壁をこえて暗君を動かすために、そのわずかな興味を利用しようとしたもので、御覽の編纂もその手段である。また御覽や詩文集の編纂に関連して、待詔が読書や学問に励んでも、学生をおいてこれに教授することはなかつた。<sup>(32)</sup>このように天子がみずから学問を好んで、国家の文化の興隆をはかつたものではないところに、他の王朝の学館と根本的に異なるものがある。まして唐の太宗が、秦王府では文学館に、即位しては弘文館に、二十余万巻もの経籍を聚め、杜如晦、房玄齡、虞世南らの学士を招いて、連日のように文典を講論し、政事を商量したのとは較ぶべくもない。また待詔というのも名目にすぎず、玄宗初の翰林待詔が天子に直屬して常に翰林院に待し、四方の表疏、批答、文章を掌つたような内容をもたなかつたのである。それは翰林院が翰林学士院となり、内命を受けて重大事を掌り、ついには宰相を凌ぐ権限をえたことを思えば、その性格の相違が明瞭であろう。

ただし、文林館も混乱の時代に存立して、機構はかなり整ったものであつたし、修文殿御覽を編纂し、それが太平御覽の藍本とされたように利用されたのであるから、一応の成果はおさめたといふべきである。したがつて、唐六典などの記事が、漢魏以来、南北朝を通じてこのような学館が設けられ、唐代にいたつて弘文館や集賢殿書院に発展した、と示す系譜のなかに位置するのも当然であろう。

註

- (1) 吉川忠夫・顔之推小論(東洋史研究二〇―四・九六二年) 二一―二三頁。
- (2) Albert E. Dien, A Note on Imperial Academies of the Northern Dynasties, Taiwan Provincial Museum, 1962 (Second Biennial Conference Proceedings, International Association of Historians of Asia.)
- (3) 費海璣・北齊文林館(大陸雜誌二八―二・一九六四年)。
- (4) 谷川道雄・北齊政治史と漢人貴族(名古屋大学文学部研究論集二四・史学九・一九六二年)。
- (5) 繆鉞・東魏北齊政治上漢人与鮮卑之衝突(四川大学史学論叢第一期・一九四九年、「讀史存稿」所収・生活・読書・新知三聯書店・一九六三年)。
- (6) 繆鉞・顔之推年譜(真理雜誌一一四・一九四四年、「讀史存稿」所収)。
- (7) 資治通鑑卷一七一陳宣帝紀太建五年二月丙子文林館設置の
- (8) 北齋の文林館と修文殿御覽
- (9) 記事に、胡三省が「齊大(天)統中、毀東宮起修文殿等、撰士免齋。」と注している。
- (10) 繆鉞氏は、顔之推が趙州功曹參軍から京都に徵せられて館客となつたのを、天統二年(五六六)ごろと推定される(顔之推年譜)。文林館設立の七年前である。
- (11) 魏澹は文林館待詔(第二次)となつたとき殿中侍御史であつた(文苑伝序)が、隋書本伝に「転殿中侍御史。尋与尚書左僕射魏収、吏部尚書陽休之、国士博士熊安生、同修五礼。与諸学士撰御覽、書成、除殿中郎中、中書舍人。」とあり、文林館設立のち御覽が成立したことが明らかである。
- (12) 繆鉞・魏収年譜(四川大学報・社会科学・一九五七年第三期、「讀史存稿」所収)。
- (13) 費海璣・北齊文林館(一)文林館待詔以少年為主。
- (14) 魏書卷四〇・北史卷二八陸俟伝により系図を示す。



- (11) 北史本伝による。北齊書本伝に「思道父兄正達、正思、正山、魏光祿大夫道幼之子。…正山子公順。」とあるのは、前後の記述の關係と時代からいつて、「父兄」は「從父兄」の、「子」は「字」の誤りであろう。
- (12) 北史同伝に「(昕弟皓)子伯、奉朝請、待詔文林館。」とある。
- (13) 陽休之伝によれば、北齊が北周に滅されたあと、文人十八人が武帝に徵せられ、駕に随つて長安に赴いた。陽休之のほか、吏部尚書袁聿修(北齊書四二、北史四七袁聿修傳)、衛尉卿李祖欽、度支尚書元修伯(北齊書四三、源彪傳)、大理卿司馬幼之(北齊書一八・北史、五四司馬子如傳)、司農卿崔達肇(北齊書三〇崔達傳)、秘書監源文宗(彪)(北齊書史二八)、散騎常侍兼中書侍郎李若、散騎常侍兼給事黃門侍

- (14) 旧唐書經籍志には「文林詩府北齊後主作」とある。
- (15) 聖壽堂は、太平御覽卷一七六に羊頭山記を引いて、後趙の石虎の豪壯建築で、一万枚の金鈴の響きが鄴城外三十里にまで聞えたというが、これが北齊末まで遺つていたものは明らかでない。祖珽伝によると、万春門外にあつて、後主が好んでかけたところのようである。
- (16) 羅振玉・影印秘府略跋(吉石齋叢書第三集・一九一七年)。
- (17) 卷五調度部の水滴器、卷八龍魚部の鱗魚の条。いずれもただ「御覽」とあるが、狩野掖斎も箋注倭名類聚抄に指摘しているように、十世紀前半のこの著作に御覽というのは、修文殿御覽にはかならない。後者には「御覽鱗介部云新婦魚」とあるから、そのような部、条が修文殿御覽にあつたことが窺われる。(太平御覽の鱗介部は卷九二九—九四三、新婦魚の条はそのうちの卷九四〇。)
- (18) 文淵閣書目卷一一(読画齋叢書本)に「修文御覽 一部四十 五冊闕」とあり、明書經籍志も同様である。
- (19) 絳雲樓書目卷三「修文殿御覽 百六十四冊 三百六十卷 祖

斑」。

(20) 劉師培・敦煌新出唐写本提要(国粹学報第七年第二冊・一九一〇年)。

羅振玉・修文殿御覽跋(鳴沙石室古佚書・一九一三年、雪堂校刊羣書敍録卷下・一九一八年)。

(21) 洪業・所謂修文殿御覽者(燕京学報第一二期・一九三二年)。

(22) 森鹿三・修文殿御覽について(東方学報京都第三六冊・一九六四年)。

(23) 小島小五郎・御覽考(公家文化の研究・育芳社・一九四二年)。

(24) それに元秘抄(高辻長成撰・室町時代後期)二年号引文条もあげられるが、これは撮壞集(飯尾永祥撰・一四五一年)下本書部書籍名などと同様に、単に書名を転記したにすぎまい。

(25) 内閣文庫蔵「通憲入道書目録」、同「通憲入道信西書目録」、東京大学図書館蔵「通憲入道蔵書目録」には、第廿九櫃に御覽第一帙―八帙各十身、第卅櫃に第九、十一―十三帙各十身、第十帙のみ「但見在一身百廿一」とある。第十帙も本来は十身であったとすると、百三十冊になる。羣書類聚本は、第十二帙まで右におなじいが、第十三帙が十身、もう一帙ふえて十四帙が九身となっており、小島氏が十四帙約百四十巻といわれるのは、これによられたためらしい。

北斎の文林館と修文殿御覽

(26)

太田次男氏の示教による。同氏・釈信救とその著作について(斯道文庫論集第五輯・一九六七年)。白氏文集裏書の黄耆の記事は、それにつづく本草経の引用文とともに、太平御覽卷九九一にみえ、また三教勘注抄(卷二)は「御覽豊稔郭云」として袁子正書を引くが、これも太平御覽卷三五時序部豊稔の条にほぼ同文がみえる(この文は他に二ヶ所引用がある)。しかし秘蔵宝鑰抄(卷上)の泥蛇の記事は、太平御覽にみあたらない。

このほか坂内義雄氏旧蔵和漢朗詠集上卷(山田忠雄氏書写本による)の江注の漢籍引用部と推定される裏書に、「御覽」の引用が三項、「太平御覽」の引用が一項あり、前者のうち二項は太平御覽にみあたらないから、両書から引かれたとすると大いに注目されよう。また、菁華抄の「御覽」も検討さるべきである。

(27) 内田吟風・魏書の成立に就いて(東洋史研究二一六・一九三七年)。

(28) 薬部、香部の順序が両御覽は反対になっていることを森氏が指摘されたが、そのほかの各部についても、配列の順序はかなり違うものがあると想像される。太平御覽では、この両部が一千巻中の第九八―九九二巻で、五十五部中の第五十三、四の位置にあるのに対して、修文殿御覽では三百六十巻中の第三百、一卷であるから、その五十部中の位置はもう少し前にくるであろう。

(29) 前記の秘蔵宝鑰抄、三教勘注抄のほか、北戸録卷二睡菜の注の顧凱之啓蒙記、弘決外典鈔卷一の藝経の引用文など、太平御覽にみいだせないものがある。また弘決外典鈔卷一所引のもう一項は、きわめて短文ながら、太平御覽には尚書大伝の引用文として、人事部の眉(卷三六五)、目(卷三六六)の両条に分割されている。太平御覽が修文殿御覽の一項を分割したり、採用しなかつたりすることはあつたようである。

(30) 張滌華・類書流別(商務印書館・一九五八年修訂重印)四三―四七頁。

(31) 「并目錄。梁十五卷、録一卷。」と附注があり、兩唐志は一五卷とする。伝は宋書卷六三・南史卷二三王華伝にみえるが、著作には触れていない。

(32) 文林館の諸制度について詳しいことはわからない。好学の田鵬鸞という宦者の少年が、顔之推に目をかけられ、入館を許されて読書に励んだことが知られるのみである(顔氏家訓勉学篇第八)。